

総務文教常任委員長報告

(R 3.3.9)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と、その結果を報告いたします。

まず、**第46号議案、ガレリアかめおかに係る指定管理者の指定について**であります。ガレリアかめおかの管理について、指定管理者を指定するものです。審査の中で、コンベンションビューローの機能を発揮し、効果的なより良い運営を図りたいとの意見が出されました。採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第50号議案、令和2年度亀岡市一般会計補正予算**の本委員会所管分であります。その主な内容は、

総務費では、感染症感染拡大の予防策として、学校をはじめ、公共施設に二酸化炭素濃度測定器を導入するための、総務事務経費の増額補正、

「ふるさと力向上寄附金」総額見込みの増額に伴い、基金に積み立てる経費等の増額補正、

消防費では、京都中部広域消防組合負担金等の精算見込みによる減額補正、

教育費では、南つつじヶ丘小学校の大規模改修事業、及び、本梅小学校をはじめ小・中学校体育館の非構造部材耐震化事業を実施するための、学校建設事業費の増額補正、

学校の感染症対策を図り、学校教育活動を継続して保障するための、感染症対策・学習保障推進経費の増額補正、

公債費では、利率確定等による長期債利子の減額補正であります。

なお、国庫補助金の追加配分を受けて実施する**学校建設事業費**や、関係機関との協議・調整等に不足の日数を要した**電算管理経費**などにおいて、繰越明許費が設定されております。

また、令和3年度当初からの計画的な事務執行を進めるため、**亀岡川東学園スクールバス運行業務委託経費、ガレリアかめおか管理経費**について、債務負担行為が設定されています。

審査の中で、次年度に繰り越される予算も多く、できる限り早期に、確実に実行されたいとの意見がありました。

本予算については、採決の結果、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第57号議案から第59号議案までの令和2年度亀岡財産区ほか2財産区特別会計補正予算**ではありますが、精算見込みに基づき、財産管理費や基金積立金等、所要の金額を補正するものであり、

3議案とも、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

亀岡市新型コロナウイルスワクチン接種事業に対する意見

総務文教常任委員会

◎接種方法について

- ・ドライブスルー接種を実施する

◎集団接種会場への送迎について

- ・自治会との連携でシャトルバスの効果的な運行を行う

◎情報提供について

- ・情報が多すぎると混乱する。とりあえず65歳以上の方に、的確な情報を、あらゆる手段を使って確実に届ける
- ・分からないと不安になる。ワクチンの調達状況や接種計画など、客観的な情報を絶えず発信し、市民に安心感を与える
- ・あおるような、過剰な発信は行わない
- ・市民に納得して接種を受けてもらえるよう、市のコールセンターとともに、府のコールセンターについても周知を図る

◎その他

- ・市民に安心感を持ってもらうよう、市長が1番初めに接種する